

令和3年11月

令和4年度（2022年）

北区の施策と予算編成に関する要望書

東京都北区議会
公明党議員団

令和3年11月17日

東京都北区長 花川與惣太殿

北区議会公明党議員団

幹事長	近藤 光則
	大島 実
	青木 博子
	稲垣 浩
	宮島 修
	古田 しのぶ
	小田切 和信
	坂口 勝也
	須藤 彰雄
	熊木 貞一

令和4年度予算編成に関する要望

令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症により、世界、日本に於いても今まで経験したことのない状況になり、数度にわたる緊急事態宣言発令で日本経済も大きな影響を受けることになりました。このような中、政府与党は公明党の提案を受け特別定額給付金をはじめ、コロナ禍で苦しむ国民生活を守るための支援策として営業自粛を余儀なくされた飲食店への協力金や、持続化給付金、雇用調整助成金などの緊急経済対策を行ってきました。また、国民の命を守るため、ワクチン接種を積極的に推進し、北区も全庁挙げて取り組みを行い、第5波を収束させる取り組みを行っています。今後も次の感染の波に備えるため十分な準備が必要であることは論を待ちません。このコロナ禍の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があります。

こうした景気の動向を反映して、区の最大の歳入である都区財政調整交付金については、景気変動の影響を受けやすい状況にあり、また、国による不合理な税制改正等により、都・区の税源をさらに奪う動きがあります。

その上で、まだまだコロナ禍の渦中であり、油断なく、より一層の財源確保や事務事業の見直しを徹底し、将来を見据えた持続可能な行財政システムの改革を進め、必要な事業には十分な予算措置を行うことを要望し、以下の重点項目並びに各所管への要望を致します。

- 1、今後の新型コロナウイルス感染拡大第6波に備え、罹患者に対する速やかな支援体制と、ワクチン接種の円滑な接種体制を構築すること。
- 2、高校生までの医療費無償化と給食費の保護者負担軽減の拡充をすること。
- 3、マイナンバーカードの利便性の周知と、さらなる普及促進を行うこと。
- 4、区民の利便性向上に資する北区デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進を図ること。
- 5、危険な、がけ地の改善や、十条跨線橋の早期かけ替えを進めること。
- 6、中小企業支援の為、マル経融資の利息補給制度を開始すること。
- 7、最低賃金の上昇に伴い、契約見積価格の見直しを行うこと。
- 8、認知症の早期発見・予防の対策を実施すること。
- 9、風疹やHPV ワクチンをはじめ予防接種の接種率や、がん検診などの受診率の向上に努めること、また重度の障がい者の婦人科の検診場所を確保すること。
- 10、区有施設の使用料をキャッシュレス化すること。

令和4年度予算編成に関する要望

目 次

◎令和4年度予算要望に伴う北区政の課題と重点対策

【1】 コロナ禍における区政運営について	………… 5
【2】 国や都の施策に関する要望として	………… 5
【3】 行政サービスの向上を推進するために	………… 6
【4】 安全・安心の北区を構築するために（危機管理室）	………… 12
【5】 区民の健康と福祉を守るために（健康福祉部）	………… 13
【6】 障がい児（者）の対策を強化するため（障害福祉課）	………… 15
【7】 子育て支援を推進するために（子ども未来部）	………… 17
【8】 人間性豊かな教育の実現と児童・生徒の健全な育成を図るために （教育振興部）	…………19
【9】 緑が溢れ住み良いまちづくりを進めるために（まちづくり部・土木部）	…………20
【10】 環境対策を推進するために（生活環境部）	…………24

【1】 コロナ禍における区政運営について

- ※ 1. 今後の新型コロナウイルス感染拡大第6波に備え、罹患者に対する速やかな支援体制と、ワクチン接種の円滑な接種体制を構築すること。
- 2. 中小企業に対して新型コロナウイルスに関する中小企業支援策を拡充し継続すること。
- 3. 来庁者および職員の換気対策と感染防止策をさらに推進すること。
- 4. 清掃委託について、新型コロナに伴う人員確保の困難、粗大ごみの増加等、従来通りの作業計画では対応できないため、実態に合わせた計画の策定をすること。
- 5. 現行の社労士派遣の枠とは別に感染症対応枠を20回分程度増設し、報酬を増額すること。
- ※ 6. 生活介護通所施設の職員に定期的にPCR検査を実施すること。
- ※ 7. 障がい者がコロナ感染してしまった場合の対応の整備、濃厚接触者など一時隔離が必要となった場合の預かり先を確保すること。
- ※ 8. コロナ禍で親が感染した場合の障がい児者である子どもの預け先の整備をすること。
- ※ 9. コロナでの福祉事業所休業において、雇用調整助成金のみでなく事業継続の支援を講ずること。

【2】 国や都の施策に関する要望として

<企画課>

- 1. 法人住民税の一部国税化と更なる拡大、並びに地方消費税清算基準の見直しといった地方分権に逆行する措置ではなく、総体としての地方税財源を拡充することを国に強く働きかけること。
- 2. マイナンバーカードの普及促進のために利用の拡充並びに地方自治体に対して予算措置を講ずること。

<財政課>

- 1. 都区財調協議について
 - ① 高齢化や地域福祉の充実など十分に対処出来るように求めること。
 - ② 子育て支援の充実や教育環境の整備など柔軟な対応が出来るように求めること。
 - ③ 児童相談所に対する適切な予算措置を求めること。
 - ④ 災害対策、減災対策費については、適切な算定を求めること。
- 2. 超過負担を解消するため、補助基準を実情にあったものに改め、実額清算方式の導入を求めること。
- 3. GIGA スクールに係る費用に対し十分な予算措置を求めること。

<障害福祉課>

- 1. 都立北療育医療センターに婦人科を新設するように求めること。
- 2. 重症心身障がい児者が利用できるショートステイの拡充を求めること。
- ※ 3. 障がい者施設でのヘルパーや介護職員の処遇改善を国・都に求めること。

〈保育課〉

- ※ 1. 宿舎借り上げ支援事業の長期にわたる継続と東京都に対し補助の継続を求めること。

〈道路公園課〉

1. 下水道管渠再構築事業の基準雨量拡大を東京都に強く要望すること。
2. 石神井川の流量調節池の整備を行うなど、洪水対策ならびに臭気対策の早期実現を都に求めること。

〈生活福祉課〉

1. 生活保護世帯の住宅扶助上限額の増額を求めること。
2. 生活保護世帯において、現状エアコン未設置の世帯に対して、一時扶助の対象としてエアコンの設置を認めるとともに、修理費についても支給できるように国に求めること。

〈教育政策課〉

- ※ 1. 早期に少人数学級の実現や、それに伴う教員、スクールカウンセラー、スクールサポート・スタッフなどを増員する予算措置を求めること。

【3】 行政サービスの向上を推進するために

〈企画課〉

1. 国や都の施策を迅速に捉え、積極的に補助金等を活用し区の政策に反映させること。
2. 国や都の施策に柔軟に対応するため、区の条例制定は、速やかに行うこと。
- ※ 3. 区長のリーダーシップでシティプロモーションを積極的に行うこと。
4. 区民サービスの充実や来訪者の利便性向上を図るためWi-Fi環境の整備を拡充すること。
- ※ 5. 行政内のセクション間の実行レベルでの連携を図れる組織にすること。
- ※ 6. 区行政の公民連携のレベルアップを組織的に行うため、公民連携推進室を設置すること。
- ※ 7. 公民連携により飛鳥山公園の統一感のある運営を目指すため、飛鳥山パークマネジメント協議会を設置すること。

〈シティプロモーション推進担当課〉

1. 北区のシティプロモーションをさらに積極的に推進することについて
 - ※ ① 渋沢栄一翁の大河ドラマに続いて一万円札の肖像画の決定の機を逃さず、積極的な活用を行い、永続的な北区のコンテンツとして活用を図ること。
 - ② 若手職員等の柔軟な発想を取り入れ、時代に合った戦略を行うこと。
 - ③ 区役所内の各組織が情報を共有し、横断的に施策を進められる環境を構築すること。
 - ④ 北区観光協会や民間活力の導入など公民連携を行い、規制緩和の推進を行うこと。
2. 区内の観光資源、渋沢栄一翁や新選組、北区花火会等を全面的にPRし観光振興を推進していくこと。

3. 赤羽駅及び尾久駅に設置されている北区観光拠点を外部委託するとともに、来訪者にわかりやすい案内ができるようにすること。
- ※4. 渋沢栄一翁のご当地ナンバープレートを作成すること。
5. 企業提案型ネーミングライツを活用し、公共トイレのデザイン化と多機能化を実現すること。
6. 旧醸造試験場周辺部の土地を取得し、醸造試験場跡地公園との一体活用を含め、観光協会と連携し観光施設として積極的に活用すること。
7. 赤水門と青水門周辺エリアを占有し、公民連携で有効活用できるようにすること。

<経営改革担当課>

1. 経営改革プランの推進について
 - ① 自主財源の拡充による安定的、恒久的な財源を確保すること。
 - ② 指定管理者制度の見直しを行い、第三者評価後の結果を十分に活かせるようにすること。
2. 民間活力を導入し、公民連携で先進的な事業を実施すること。
3. 落札業者や指定管理者等の労務監査を専門家による適正なモニタリングを拡充するとともに、モニタリング単価も引き上げを行うこと。

<情報政策課>

- ※1. 区民の利便性向上に資する北区デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進を図ること。

<総務課>

1. 新庁舎の建設プランに国・都の機関や、民間の事業所などが入居できるように計画すること。
2. 新庁舎完成まで使う現庁舎の設備をバリアフリーに改修するなど区民や職員にとって安全・安心な施設にすること。
3. 区民サービスをさらに拡充し来庁者への誠実な対応を徹底するとともに、土日開庁業務の拡大を図ること。
4. 各種区民相談の拡充を図ること。
 - ① 各種団体が行う相談会は、区が共催で実施すること。
 - ② 庁舎内に他区の事例を参考に行政書士会員事務所案内板を設置するなど、区民相談の環境を整えること。
- ※③ 行政書士会と、災害時における被災者（行政手続）支援に関する協定の締結をすること。
- ※④ 本庁舎ロビーで実施している無料区民相談に対し広報課の区民相談と同様に、毎回1名あたり2千円の交通費の支給と場所の拡大を図ること。
5. 来庁者の避難誘導などの実践的な防災訓練を実施すること。
6. 区役所管理車両にドライブレコーダーを設置すること。
7. 庁舎のトイレの洋式便器増設、温水洗浄付き便座設置、トイレのドア開閉時の目隠し設置を行うこと。
8. 良好な職場環境の維持のため、空調システムを改善すること。
9. 職員の防災対策（防災訓練の実施、ロッカーなどの固定、ヘルメットやゴーグル等備蓄品の充実）を拡充すること。
- 10.各部署を横断するようなゴミ屋敷対策室を作ること。

- 11.外国人のワンストップ総合相談窓口を設置すること。
 - 12.内部統制制度に沿って、改革改善を図ること。
 - 13.ワンストップ「おくやみコーナー」を設置すること。
 - 14.地域の様々な相談を受け止め支援するための重層的支援体制を整備し、断らない相談体制を構築すること。
 - 15.庁内横断的な自殺対策の策定をすること。
- ※ 16.民法・不動産登記法について、広報活動を通じ周知徹底に努めること、また司法書士を積極的に活用すること。
- ※ 17.区役所第一庁舎から滝野川分庁舎、児童発達支援センター間で運行しているシャトルバスは、利便性向上のため、区民が利用するコースにすること。

＜職員課＞

1. 職員のメンタルヘルスケアなど健康管理に配慮し、能力を引き出せる良好な配置転換と不足職員の補充を行い職場環境の整備に努めること。
2. 職員の病気休暇、休職の予防対策と長時間労働改善など健康管理指導の強化をすること。
3. 職員が啓発できる研修並びに障がい者の合理的配慮の理解促進を図る研修を実施すること。
4. 係長試験に積極的な職場づくりと職員モチベーションアップ策を推進すること。
5. 危険作業の回避、不審者安全講習の受講等学校用務職場の改善を図ること。
6. 用務主事の働く環境の整備（パソコン設置、関係者以外の主事室入室禁止、危険物の取り扱い並びに感染症対策の注意事項徹底など）をすること。
7. 複線型人事制度の導入を検討すること。
8. 児童相談所の職員の育成・人材確保のため、都区間で連携強化を図ること。
9. 職員の働き方改革の観点から率先してリモートワークを導入すること。
- 10.男性職員の積極的な育児休業取得を進めること。

＜契約管財課＞

1. 学校施設や公園など公共施設の工事は、工種ごとにそれぞれ分離発注し適正な業種と契約を行うとともに、区内業者育成にも努めること。
2. 緊急工作隊など、日頃からボランティア等で区政に貢献している優良団体には、特別な配慮を行うこと。
3. 制限付一般競争入札の資格については、総合評価と共同運用格付けを見直すこと。
4. 発注の時期が集中しないよう計画的に行い、落札から着工までの期間は、適切な期間を設けること。
5. 実質的な工期延長の場合、事務所経費や現場経費、代人経費を増額すること
6. 区内業者の選定については、入札制度改革で支店業者や管理技術者の常用雇用期間等実態調査を行い、建設業法に適合した事業者を決定すること。
7. JVの指名については、引き続き区内に本店がある業者にすること。
8. 年間発注予定で公示した物件は、特別な事情がない限り件数が減少するような変更は行わないこと。

- ※9. 公契約条例については、区内事業者の育成と受注機会を増やせる仕組み作りを理念とし、公契約の事務に係る経費を発注価格に反映するようにすること。
- ※10. 公契約条例について、事業者と学識者による条例策定検討機関を設置し、事業者・労働者・行政が共に利する条例とすること。
 - 11. 工事に使用する特殊な製品等のメーカーリストを公表すること。
 - 12. 工事関係書類の簡素化に努め、特に小規模工事の書類提出について考慮すること。
 - 13. 電子入札システムでの入札経過において他区や都の様に不調・随契等の情報開示を行うこと。
 - 14. 契約保証金の過去実績に関して、国の基準に囚われることなく、2年間から5年間へ引き延ばしを行うこと。また、過去2年間の基準を変更しない場合、工事の履行回数を1回以上とすること。
 - 15. 大型案件の検査に関して、機械設備と電気設備の分業等、効率化を図ること。
 - 16. 特命契約金額、見積合せ金額の基準額を引き上げまたは、税抜き価格へ変更すること。
 - 17. 工事期間等について、役所各課と学校・施設との事前協議を密にすること。
 - 18. 適正な見積もり期間及び事業者と役所の十分な質疑応答期間を設けること。
 - 19. 発注時の状況にあった単価で設計を行うこと。
 - 20. 運送業者においては安全性を評価するGマーク取得業者を優先にすること。
 - 21. 工事指名時に、国・都の同種工事实績も認めるよう検討すること。
- ※22. 積算参考書について細目別内訳の一式項目を減らし、法改正により法定福利費の項目の追加をすること。
- ※23. 工事請負契約、図面と内訳書との相違は速やかに協議して、契約変更に応じること。
 - 24. 北区の入札指名選定基準に「樹木・緑地等保護」を追加すること。
 - 25. 建築・電気・ガス工事等の付帯工事単価を適切な掛け率にすること。
 - 26. 経費率のアップ、仮設については積み上げ加算などにより予算の適正化を図ること。
- ※27. 低入札価格調査制度について調査基準価格の事後公表をすること。
- ※28. 東京都のように内訳費の参考資料として「拾い表」の貼付をすること。
- ※29. 最低賃金の上昇に伴い、契約見積価格の見直しを行うこと。

<営繕課>

- 1. 施設建設の品質の確保と技術向上について区内業者と営繕課と定期的な意見交換会を引き続き実施すること。
- 2. 公共施設の耐用年数と機能保持の見地から計画的な塗装工事の推進をすること。
- 3. 工事受注後の対応について図面と現場の乖離は、適切に見直すこと。
- 4. 街路灯に関する発注は、地元にある本店のある業者に指名すること。
- ※5. 防水工事においては専門業者への分離発注をすること。
- 6. 区の発注案件で、2,500万円未満の建築工事現場の主任技術者、現場代理人の兼任件数を現在の2件から緩和するよう検討すること。
- ※7. 防災協定において必要最低な知識をまとめた防災協定締結企業向けのハンドブックなどを作成すること。

<多様性社会推進課>

1. 審議会などの女性委員の登用率について占有目標を早期に達成すること。
2. 区職員の管理者層への女性が登用されるような環境を整備すること。
3. 福祉、文化団体、自治会、町内会など各種の地域活動における意思決定の場に男女が平等に参加できるような意識啓発を図ること。

<地域振興課>

1. 地域振興室については、地域のきずなづくりの推進に留意した協働社会の拠点にすること。
2. 各地域にコミュニティーソーシャルワーカーを配置し、高齢者や障がい者などに限らず区民の困りごと相談ができるようにすること。
3. 各会館、ふれあい館の放送・映像設備の機器更新時にリース契約をして常に稼働出来るようにすること。
4. 町会・自治会加入促進を積極的に推進すること。
- ※5. 区有施設の使用料をキャッシュレス化すること。
6. 北とぴあについて
 - ① 施設の貸し出しについて規制緩和を行い、柔軟に対応出来るようにすること。
 - ※② 北とぴあ大規模改修においてこれまでの指定管理に留まらず、新しい公民連携の仕組みを活用した施設の管理運営と自主事業による賑わいと新しい価値の創出をすること。

<産業振興課>

- ※1. 中小企業支援の為、マル経融資の利息補給制度を開始すること。
2. 区民の雇用就労対策の充実について
 - ① 若年者（特にニート・フリーター）の雇用対策を推進すること。
 - ② 育児女性、高齢者の再就職支援の推進と子連れで相談しやすい環境を整備すること。
3. 公衆浴場の燃料費の助成について、拡充すること。
- ※4. 公衆浴場部分の清掃・消毒・抗菌コート作業費を設備改善補助金の交付対象にすること。
5. 高齢者ヘルシー入浴事業について、回数を増やし、委託料と利用者負担を増額すること。
- ※6. プレミアム付き商品券の販売冊数の増刷と利用範囲の拡充をすること。
- ※7. 商店街防犯カメラで都の助成金を活用せず設置したものについて維持管理費を助成すること。
8. 中小企業支援については官民連携して、創業や知的財産有効活用ができるようにすること。
9. 中小企業に対し質の高いワンストップのコンサルティングを行うビジネス支援センターを設置すること。
10. 社労士派遣事業（出張無料相談）に対する報酬単価の引き上げを行うこと。
- ※11. キャッシュレス決済等普及促進とともに若手経営者の発掘、人材育成のため商店街支援とともに個店支援をすること。
- ※12. 区商連協同事業の継続支援をすること。
13. 健康経営を推進する事業所に対して、認定制度を導入し、専門家を派遣する制度を導入すること。
- ※14. 買い物困難者の支援策を講ずること。

＜スポーツ推進課＞

1. 地元合意に基づき夜間照明施設の設置を進め校庭の夜間開放を促進していくこと。
2. 硬式兼用野球場を設置すること。
3. スポーツ場の整備・充実のために
 - ① 桐ヶ丘体育館の改築整備工事の早期実現を行うこと。
 - ② スポーツ施設の地域的偏りがないよう運動場の整備、学校体育館の整備解放などを行うこと。
 - ③ 北運動場を人工芝にし、再整備を行うこと。
4. 人材育成とNTCの活用のためにスポーツ指導者を育成し、学校体育、クラブ活動支援を積極的に行うこと。
5. 年齢や体力に応じたスポーツ・レクリエーションコンテンツの充実を図るために
 - ① 子どもの体力向上を図ること。
 - ② 働く世代に対するスポーツ機会の提供を行うこと。
 - ③ 高齢者の健康づくりと社会参加を推進すること。
6. 体育協会への職員派遣年数を5年に延長可能にするなど、協会への人的・財政的な支援の拡充を行うこと。
7. 区内の障がい者スポーツ施設の拡充と振興施策を行うこと。
8. 少年野球ができる野球場の整備をさらにすすめ、トイレ設置など環境整備を整えること。
9. スケートパーク、ボルダリング施設など新たなオリンピック競技の練習場を整備すること。

＜戸籍住民課＞

1. 王子区民事務所の混雑緩和に早急に対策を講じること。
- ※ 2. 赤羽区民事務所の入口の照明等を改善し、分かりやすくすること。
3. 婚姻届け時に北区ならではのサービスをして定住化促進を図ること。
- ※ 4. マイナンバーカードの利便性の周知と、さらなる普及促進を行うこと。
- ※ 5. 戸籍証明書等の取得の手続きのデジタル化を推進すること、特に定額小為替を使用しない決算手段として電子納付を早期に実現すること。
- ※ 6. 所有者相続人等の権利調査に関して国や地方公共団体から委託を受けた専門家の職務上請求書を使用した戸籍証明等取得にあたっては公用請求に準じて手数料を免除すること。

＜税務課＞

1. 「王子納税者支援センター無料相談会」の周知についてホームページや北区ニュースに大きく掲載するとともに、支援センターを持続可能なものにできるよう補助金の増額等検討すること。

【4】安全・安心の北区を構築するために（危機管理室）

＜生活安全担当課＞

1. 振り込め詐欺や悪徳商法から区民を守るため、防犯対策の強化や被害防止の啓発に努めること。

＜防災・危機管理課＞

1. 北区内企業や大学などの団体との防災協定を一層推進していくこと。
 2. 災害時要配慮者などを考慮した自主防災組織の充実を図ると共に、情報の連絡体制や避難誘導救出救護活動なども強化すること。
 3. 全中学生の地域防災訓練参加及びジュニア防災検定を推進すること。
 4. 家具転倒防止金具取付制度の年齢制限等を緩和し、減災対策を推進すること。
 5. 民間福祉施設においても、福祉避難所に準ずる支援を行うこと。
 6. 防災協定での管轄施設の「防災協定模擬訓練」において各関係者との連携を十分に図ること。
 7. 震災など災害時のライフライン維持復旧のため事業用貨物自動車に対する優先的燃料供給体制の確保と備蓄倉庫の設置を行うこと。
 8. トラックターミナルを整備し、災害時に備えること。
 9. 緊急物資輸送協定は、実態に沿った見直しを行うこと。
 10. 災害時の避難所に自家発電設備等を拡充すること。
 11. 災害時の災害医療コーディネーターを確保するとともに、看護師・事務員の確保をすること。
 12. 災害時に妊産婦のために妊婦救護所の設置・運営を行うこと。
 13. 避難所混雑状況を把握・共有できるシステムを導入すること。
 14. 水害時と震災時の避難所の違いを周知し、適切な避難行動ができるようにすること。
 15. 地域の防災・防犯対策、絆づくり等のため、コミュニティFM局を開設すること。
 16. 首都直下型地震対策として
 - ①直下型地震に対処するため、夜間の被害想定をふまえるなど、実践的な訓練を実施すること。
 - ②家具転倒防止金具取付制度の年齢制限等を緩和し、減災対策を推進すること。
 - ③感震ブレーカーの無料配布事業の継続を行うこと。
 - ④首都直下型地震に対応した中高層建物用の防災マニュアルの作成を支援すること。
 17. 大規模水害対策として
 - ①荒川下流タイムラインの周知を行い、避難路の確保と垂直避難のためにマンションや商業施設との避難場所協定を早急に結ぶこと。
 - ②河川氾濫時に水平避難（高台避難）を行う際の受け入れ態勢を整備すること。
 - ③マイタイムラインリーダーを活用し、更なる普及啓発を図ること。
 - ④コミュニティタイムライン作成のモデル事業を行うこと。
- ※ ⑤低地部の要配慮者を輸送する手段を講じること。
- ※ ⑥荒川氾濫等水害時、低地にある要配慮者利用施設の避難先を確保すること。
- ⑦水害発生後の災害ごみ収集を円滑に行うため、清掃車両の高台避難場所を確保すること。

【5】区民の健康と福祉を守るために（健康福祉部）

＜地域医療連携推進担当課＞

1. 病院救急車、ドライバー、搬送スタッフの確保について東京都の補助金終了後も事業継続できるように予算措置をすること。

＜健康福祉課＞

1. 成年後見制度の利用促進を図るため、区民に周知を図ること。
2. 軽費老人ホームの更なる整備を図ること。
3. いきいき援助サービス、生活機能向上通所サービスの緩和型の多様なサービスを設けること。
4. 訪問型短期機能訓練の創設をすること。

＜健康推進課＞

1. 健康社会構築を目指すために「予防医学」の観点から
 - ① タバコの有害について、禁煙教育の徹底並びに充実をさせること。
 - ② コチニン検査の導入をすること。
 - ③ 脳血管疾患による寝たきりの防止、早期発見のため「脳ドック検診」への助成を行うこと。
 - ④ ピロリ菌検査の中学3年生までの引き下げを行うこと。
 - ⑤ ムンプス（おたふく風邪）ワクチンの定期接種化を行うこと。
2. 特定健康診査(成人)について検診制度の周知と検診率向上（特に30代・40代・50代）の具体策を検討すること。
3. がん検診受診率の向上のため、各種がん検診の拡充を強化すること。
- ※ 4. 口腔がんの早期発見に結びつく、検診の導入をすること。
5. 歯周病検診の見直しをすること（レントゲン導入・調査票の見直し）。
- ※ 6. 若年層の歯科検診を実施すること。
- ※ 7. 産後歯科検診を実施すること。
8. 乳幼児歯科検診と同時に母親の歯科検診を実施すること。
9. 特別養護老人ホームなどの施設へ歯科衛生士による口腔ケア活動への支援を拡充し、口腔ケアサポートセミナーを共催で開催すること。
10. 歯科検診の受診率向上のため、休日夜間等の検診を行うこと。
11. 障害者口腔保健センター並びに休日歯科応急診療所の機器更新と障害者口腔保健センター衛生士の増員をすること。
12. 子ども、妊婦のインフルエンザ予防接種費用の助成を行うこと。
13. 8050対策を推進し、引きこもり支援の充実を図ること。
- ※ 14. 風疹やHPVワクチンをはじめ予防接種の接種率向上に努めること。

＜生活福祉課＞

1. 失業対策・貧困対策は所得補償中心ではなく、教育・職業訓練・雇用増進など勤労者が生きていくための対策をさらに推進すること。
2. 福祉資金貸付事業の改善を図ること。

＜高齢福祉課＞

1. 高齢者あんしんセンターのサポート医の育成研修会や参加費用の援助を行うこと。
 2. 在宅療養患者増加が予想されるため、在宅療養協力支援病床の拡張をするとともに、24時間対応の訪問看護ステーションの整備を支援すること。
 3. 在宅療養支援窓口の事業に見合った予算措置をすること。
 4. 元気な団塊シニア世代の経験・知識・技術を活用できる環境づくりの推進ため、ニュースポーツ普及に対する財政的支援を行うこと。また、グラウンド・ゴルフ場の整備を行うこと。
 5. 区有施設、学校・教育施設などを活用し、ニュースポーツなどを取り入れた健康増進を図ること。
 6. 高齢者が今をより良く生きるためのエンディングサポート事業を推進し、危険家屋やゴミ屋敷の片づけ、遺品整理等の諸問題の解決を図っていくこと。
 7. 高齢者見守り事業を見直し、効果のある対策を実施すること。
 8. 高齢者の引きこもり防止や交通弱者対策として福祉タクシーの運行を検討すること。
 9. 高齢者が運転免許を自主返納した時に、特典が受けられるような事業を検討すること。
- ※ 10. 高齢者の理美容店利用促進のため北区で利用券を発行すること。
- ※ 11. 認知症カフェや認知症対策に対しての予算の拡充を行うこと。

＜介護保険課・長寿支援課＞

1. 介護保険制度について、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステムを構築すること。
2. 介護予防事業の推進のため、介護予防に積極的に取り組める環境整備を推進すること。
3. 在宅介護の充実について
 - ① 在宅介護の柱として、24時間定期巡回随時対応型訪問介護看護及び小規模多機能型居宅介護と訪問看護などを組み合わせた統合型事業所を整備拡充すること。
 - ② 理美容出張サービスの利用については、調髪券配布などで利用者の増加を図ると共に対象者を要介護3までに拡大し、消費税分の補助上乗せをすること。
 - ③ 介護者の負担軽減のため、リフレッシュ事業を拡充していくこと。
4. 介護事業者の人材確保と処遇改善を行うこと。

＜保健所＞

1. 各種検診の受診率向上を図るため、夜間や祝祭日の検診機会を図ること。
2. 感染症などの発生時、迅速・的確に対処できる体制強化と発生時を想定した訓練を行うこと。
3. 地域猫の不妊去勢手術費用が年度末に無くならないように予算措置を講ずるとともに、ボランティアと協働で区内の地域猫の頭数制限に努めること。
4. 登録ボランティア制度の早期実現をすること。
5. 民泊業者に対し標識の掲示など、周辺地域の環境不安を防止すること。

【6】障がい児（者）対策を強化するために（障害福祉課）

1. 親亡き後も安心して北区内に住めるよう、都営・区営住宅の改築時や学校跡地等に障がい者グループホーム等の入所施設を早期に整備すること。
2. 「障がい者の雇用促進法」に基づく雇用実態の調査を実施し、民間企業にも障がい者の雇用促進を働きかけ、また区の契約に際しては、優遇措置を行うこと。
- ※3. 福祉人材確保、育成、定着のため広報や講習の取組みを図ること。
4. 障がい者の自立支援のため、作品販売の協力店の確保や、空き店舗の活用、コーディネーターを設置すること。
5. 工賃向上のため、障害者優先調達法の更なる推進を図ること。
6. グループホーム利用者の地域移行で公的保証人制度の導入を図ること。
7. 災害時の福祉施設の備蓄配備については、非常食などは障がい者に配慮したものを備蓄すること。
8. 避難行動要支援者の個別支援計画書に、災害時支援の具体的な手順を記載すること。
9. 日中活動系サービス推進事業補助金の継続をすること。
- ※10.区内の特別養護老人ホームに障がい者の入所施設を併設し、その中に緊急一時保護を一床以上必ず確保すること
- 11.第4福祉園の早期建設と作業所と生活介護が一体の施設整備、作業と生活介護の中間の通所施設開設を行うこと。
- 12.北区障害者福祉センターの運用を見直し、障がい者がもっと利用しやすい施設に拡充すること。
- ※13.施設職員のスキル向上、意識改革、虐待防止のための定期的な研修を行うこと。
- 14.重症心身障がい児向けの放課後デイサービスの受け入れ枠の拡充を行うこと。
- 15.児童発達支援、放課後デイサービス事業に対して、東京都福祉サービス第三者評価を受けやすくするため、福祉作業所と同様に助成金を支給すること。
- 16.重度の医療ケア児のために AED 購入の助成金を支給すること。
- 17.区内の放課後デイサービス事業者と区との連絡協議会を定期的を開催すること。
- 18.知的障がい児（者）支援の強化策として
 - ① 就学前の障がい児支援のさらなる推進をすること。
 - ② 重度知的障がい者のグループホームを誘致すること。
 - ③ 緊急一時保護とレスパイトケア・宿泊型生活訓練事業にも応じられる施設を建設すること。
 - ④ 若葉福祉園内に緊急一時（ショートステイ）の早期実現をすること。
 - ⑤ 社会人等の知的障がい者が集団活動できる事業や場所をつくること。
 - ⑥ 24時間相談、対応可能な地域生活支援拠点を整備すること。
 - ⑦ 知的障がい者が将来一人暮らしも選択できるように、支援制度の検討を行うこと。
 - ⑧ 通所施設の増設と施設職員の適切な増員を行うこと。
 - ⑨ 医療的ケアの必要な対象者への受け入れの確保、加算、報酬の見直しを行うこと。
 - ⑩ 通所施設の滞在時間の延長を行うこと。
- ※11 障がい者の長寿に伴い、成年後見人制度の利用環境を整え、公的保証人実施の再検討をすること。

※ ⑫ 重度障がい者に対応できるヘルパーの増加、安定を図ること。

19. 肢体不自由児（者）支援の強化策として

- ① 医療的ケアがあっても預けられる短期入所施設を誘致すること。
- ② 肢体不自由児（者）の入所施設・通所施設を拡充すること。
- ③ 障がい児が高校卒業した後の社会活動基盤・場所の確保を行うこと。
- ④ 医療的ケア児の受け入れ環境整備と支援体制を推進すること。
- ⑤ 自動車改造費の自己負担額の軽減を図るとともに、ガソリン券を増額すること。
- ⑥ マッサージ券の支給枚数を増やすとともに鍼灸にも助成が受けられるようにすること。
- ⑦ はり、あんま、マッサージ施術を障害者センター内で行えるようにし、施術所に行かれない人のために出張料の助成を行うこと。
- ⑧ 福祉タクシーの増車をを行うこと。
- ⑨ 移動支援について、ガイドラインを柔軟に使用できるようにすること。
- ⑩ 通所施設のトイレを暖房付き洋式トイレに改修すること。
- ⑪ 通所施設にユニバーサルベッド付きのトイレを必要数設置すること。
- ⑫ 入浴サービスは各通所施設において同一に行うこと。
- ⑬ 特別養護老人ホームに併設するなどして重度肢体不自由児(者)が入所できる施設を新設すること。
- ⑭ 人工呼吸器利用など重度在宅ケアが必要な家庭に自家発電機の購入補助をすること。

20. 精神障がい者支援の強化策として

- ① 精神障がい者や障がいを持つ高齢者が安心して暮らせる住居の確保（保証人、都営住宅優先入居枠の拡大等）を図ること。
- ② 精神障がい者が安心して暮らせるよう、グループホームの利用制限緩和、安定した運営の補助を行うこと。
- ③ 心身障害者福祉手当を、精神障がい者にも身体・知的同様の支給水準にすること。
- ④ 障がいによる差別をなくし、福祉タクシー券の支給をすること。
- ⑤ 救急事態におけるスムーズな搬送、措置入院システムを確立すること。
- ⑥ 精神障がい者と家族が地域で孤立しないよう、在宅支援を充実すること。
- ⑦ アウトリーチ訪問支援や緊急対応型の支援体制を整備すること。
- ⑧ 家族会の積極的周知と家族会の補助金の継続をすること。
- ⑨ 基幹相談支援センターの地域移行・地域定着支援の機能を、現在地域活動支援を行っている団体に引き続き担わせること。
- ⑩ 地域での生活を包括的に支援できる体制の構築を図ること。
- ⑪ 自立生活援助に関し、期間等の拡充を図ること。

21. 各種依存症支援の強化策として

- ① 依存症に対する予防や周知など万全の対策を講じること。
- ② 依存症者の回復後ケア対策などを継続的に周知していくこと。

22. 難聴、失聴等、聴覚障がい者支援の強化策として

- ① 難聴、失聴等、聴覚障がい者が、区議会の傍聴や、各種相談、区主催のイベント等に積極的に参加が出来るよう要約筆記者の育成や派遣事業の充実を図ること。
- ② 手話通訳者を日中も十分利用できるよう手話通訳者の育成に更に努めること。

- ③ 健常家族と同居の場合でも、日常生活用具給付を認めること。
- ④ 区内特養など介護施設内に聴覚障がい者枠を確保するとともに、介護者が手話を学ぶ機会を設けること。
- ⑤ 災害時の情報確保のため、避難所や街頭に緊急ランプや文字掲示板を設置すること。
- ⑥ 社会参加促進のため、ヘルパー2級講座などにも手話通訳の派遣を認めること。
- ⑦ 救急の際、病院内で手話通訳の対応ができる体制構築と緊急カードの周知徹底をすること。
- ⑧ 通訳システムとして、電話リレーサービスを早期導入すること。

23.視覚障がい者支援の強化策として

- ① 外出時の同行支援の時間を増やすとともに、タクシー券も増やすこと。
- ② 通勤時の同行支援については、一定期間慣れるまで利用を認めること。
- ③ ガイドヘルパーの利用時間を単月単位から複数月単位にし、適切にガイドヘルパーを利用できるようにすること。
- ④ プレストーク等の日常生活用具の買い替え期間を短縮すること。
- ⑤ 代筆代読の費用負担を行うこと。
- ⑥ ダンス、プールなどにもガイドヘルパーの利用を認めること。
- ⑦ 入院時、ガイドヘルパー・介護ヘルパーが利用できるようにすること。
- ⑧ 音響信号機・点字ブロック・エスコートゾーンの設置推進と点検見直しを行うこと。

【7】子育て支援を推進するために（子ども未来部）

<子ども未来課>

1. 「妊娠、出産、子育てまで切れ目ない支援」の具体的な施策を行うために

- ① 子育て次世代包括センターの機能を充実すること。
- ② 妊産婦健康診査の完全無料化をすること。
- ③ 出産育児一時金を50万円に増額すること。
- ④ 子供医療費助成を18歳まで拡大すること。
- ⑤ 多子世帯（3人目以降）への施策の充実を図ること。（特に住宅対策を行うこと。）
- ⑥ 学童年齢までの病児病後児訪問看護などの補助を行うこと。
- ⑦ 産後ケア事業として母乳育児の相談・沐浴相談の支援を制度化すること。

※⑧ 産前産後ケアの提供者として助産師を活用すること。

※⑨ 産後ドゥーラの育成補助制度を創設すること。

2. 児童虐待防止の施策を行うために

- ① 児童福祉司などの専門職を育成して行くこと。
- ② 教育現場と子ども家庭支援センターとの連携をさらに強化すること。
- ③ 支援対象児童等見守り強化事業を実施すること。

3. 児童虐待防止対策の施策を実現するため関係機関とのネットワークの機能をさらに充実させること。

4. 里親制度を補完するフォスタリング機関の設置を行うこと。

5. 私立幼稚園施策の拡大について

- ① 各幼稚園に適切な事務費の増額をすること。
- ② 子ども子育て支援制度のもとでも、従来の私学助成と同様の支援をすること。
- ③ 預かり保育の拡充に対する補助金を増額すること。
- ※④ 特別支援児入園に関する助成を拡充すること。
- ⑤ 「気になる児童」の巡回指導員と教員、保護者の三者面談を行うこと。
- ⑥ 情操教育推進のため補助金新設をすること。
- ⑦ 教員資質向上のため協会活動費補助の増額をすること。
- ⑧ 北区私立幼稚園幼児教育振興補助金の増額を行うこと。

6. すべての区立幼稚園を認定こども園へ移行するように取り組むこと。

〈子どもわくわく課〉

1. 学童保育の待機児童の解消を行うこと。
2. わくわく広場の活動場所を校舎内も含め拡充すること。

〈保育課〉

1. 待機児童解消のため、あらゆる対策を講じ待機児童ゼロに向け取り組むこと。
2. 待機児童の地域偏在を早期に解消すること。
3. 兄弟姉妹が同一保育園に入園できるように、適切な点数加算をすること。
4. 区立保育園の預かり保育時間の延長を行うこと。
5. 指定管理園の維持管理・修繕に関わる費用は実情に合わせること。
6. 私立保育園の施策の拡充について
 - ※① 定員未充足分に見合う保育士の配置に要する経費の補助をすること。
 - ※② 待機児解消に適用されていた利用定員を、安定的な施設運営のために定員割れについても適用すること。
 - ③ 私立保育園が事務職員を常勤配置できるよう助成すること。
 - ④ 処遇困難児童（食物アレルギー、アトピー性皮膚炎、ADHD児、LD児、被虐待児、外国人など）に対する補助金については、人数に応じて加算すること。
 - ⑤ 「気になる児童」への特別支援児に準じた保育士の配置、巡回指導員の派遣・指導など充実させること。
 - ⑥ 特別支援認定にあたっては、巡回指導員等の専門家の意見に基づき判断すること。
 - ⑦ 外国人家庭に対して通訳の派遣や、親子で参加する言語教室を開催するなどの支援をすること。
 - ⑧ 産休等代替え職員の時給改善をすること。
 - ⑨ 時間開所パート保育士加算の適用を拡大し、都のようにみなし保育士の適用をすること。
 - ⑩ 特別な事情がない限り指定管理期間を延長するとともに、事務手続きの簡素化を図ること。
 - ⑪ 保育士対象のフェアの開催、潜在的保育士の人材確保等、保育士確保の取組を図ること。
7. 多胎児家庭向けの居宅訪問型保育を行うこと。

【8】 人間性豊かな教育の実現と児童・生徒の健全な育成を図るために

(教育振興部)

I. 子どもの幸福のための教育について

1. 区内すべての小・中学校での継続した「朝の読書運動」をさらに拡充するなど、子ども読書活動を推進すること。
 2. SDGs についての理解と関心を深めることができるようにすること。
 3. 社会の一員として自立できるよう、法教育、租税教育、金融経済教育、消費者教育、社会保障についての意識啓発などを推進すること。その際、各種専門家・団体による年間計画に基づく出前授業を行うとともに、予算措置も検討すること。
 4. 外部講師を活用した性教育、がん教育を行うこと。
 5. 勤労観・職業観を育み、自立できる能力をつけるキャリア教育を推進すること。
 6. 少年非行や「いじめ」等に対処するため、生徒指導及び教育相談体制や適応指導教室の充実を図るとともにスクールソーシャルワーカーの拡充を進めること。
 7. フリースクールとの連携をはかり早期の不登校対策を引き続き推進すること。
 8. LINE などの SNS を活用した、いじめ相談を実施すること。
 9. 特別支援教育を充実させるために
 - ① 軽度発達障がい児に対する的確な指導が出来るように保育園や幼稚園の保育士に研修を実施すること。
 - ② 軽度発達障がい児には、就学支援シートの有効的な活用を図ること。
 - ③ 特別支援教育コーディネーターの研修をさらに推進し育成していくこと。
 - ④ 特別支援教室及び、発達障がい児にマルチメディア・デジ教科書の導入を行うこと。
- ※⑤ 特別支援学校と区立小学校の副籍制度をもっと広め、利用しやすい制度にすること。
- 10.GIGA スクールを推進するために
- ※① 全ての小中学校に ICT 支援員を配置すること。
- ② 文化センターや地区図書館など、すべての学習施設で高速無線 LAN の整備を行うこと。
 - ③ 研修などにより教員の ICT スキルの向上を図ること。

II. 子どもの成長を支える環境の整備について

1. 学校図書館を拡充していくために、蔵書の充実と ICT により地域図書館との連携を図ること。
2. 熱中症対策を全保育園・幼稚園・小中学校で強化する事。
3. 奨学資金貸付制度の充実を図るために
 - ① 応募資格・応募期間の拡充を行うこと。
 - ② 入学資金貸付制度の利便性を向上させるとともに迅速に貸与すること。
 - ③ 所得制限を廃止すること。(関係機関に働きかけること)

- ④ 高校入学準備貸付制度を創設すること。
- 4. 中高生の居場所としてのティーンズ・センターの整備を進めること。
- 5. 学校における働き方改革の総合的な方策を立て着実に進めること。
- ※6. 通学路の安全対策を各課と連携し、早急に推進すること。
- ※7. 給食費の保護者負担軽減の拡充をすること。

Ⅲ、生涯学習について

- 1. 地域図書館での良書選定のために地元書店組合と綿密な連携を図ること。
- 2. 活字文化振興のため図書整備費は維持していくこと。
- 3. 図書館業務は引き続き地元書店組合との協働をすること。
- 4. 無形文化財保護の充実を図ること。
- 5. 中里貝塚遺跡の本格的な展示公開前に、簡易な休憩施設の整備を早急に行うこと。

【9】 緑が溢れ住み良いまちづくりを進めるために

(まちづくり部・土木部)

<土木政策課>

- 1. コミュニティバスの路線拡充を行い、全区的展開をすること。
- ※2. 土木工事全般の工事が減っており、今後の災害復旧・防災活動への協力、活動に不安のないよう、十分な土木工事の予算確保と発注をすること。
- ※3. 嘱託登記手続きには専門的知見を有した土地家屋調査士（公嘱協会）を活用すること。

<都市計画課>

- 1. まちづくり等の都市計画策定にあたっては、宅地建物取引業者など専門家の活用を積極的に行うこと。
- 2. 駅のエレベーター増設とホームドアの設置を行うこと

<住宅課>

- 1. 賃貸住宅入居者の親・子・孫の三世代が近隣に住み、助けあえる生活を援助する助成制度を拡充すること。
- 2. 高齢者や障がい者などの住宅確保困難者が民間賃貸住宅へ安心して入居するため
 - ① 高齢者の家賃控除や家賃補助制度を導入する等、高齢者が入居しやすい制度を確立すること。
 - ② 公的保証人制度を創設すること。
 - ③ 高齢者の見守りや生活支援、家財撤去、葬儀などの包括的なサービスを構築すること。
- 3. 空き家改築計画設計の助成、土業と連携強化した空き家の無料相談会開催や所有者調査など空き家問題解決に向け積極的に事業を進めること。

4. 新たなマンション建設がされた際、地元町会・自治会などと連携と協力関係が構築できるよう努めること。
5. 住まい改修支援制度の予算を増額すること。

<建築課>

1. 震災に備え区民の安全と生命を守るため建築物の耐震点検について。
 - ① 耐震化アドバイザー制度を創設し、賃貸住宅も含め木造住宅の耐震点検及び改修を行うよう区が積極的に指導すること。
 - ② 区の助成制度を拡大すること。
 - ③ 木造密集地域対策について国や都との連携により条例等で一定の強制力も行使しあらゆる方法で推進すること。
- ※④ 北区の耐震補助金制度を広報誌・HPでの案内周知の徹底をすること。
2. 密集市街地や避難道路の総点検を実施し危険な建築物の改善勧告を行うこと。
3. 建設キャリアアップシステム登録推進と公共工事現場でのカードリーダーの設置を推進すること。
4. 改築に際し、セットバックの指導を徹底すること。
- ※5. さらなる危険ながけ地対策を推進すること。

<道路公園課>

1. 道路や敷地の明確化を図るため地籍調査事業の推進や公共事業の登記について専門家の活用を図ること。
2. 正確で迅速にまたコスト上の観点から狭あい道路整備や密集事業での用地買収に伴う登記業務の委託は、専門家に依頼すること。
3. 国や都のチャレンジ事業などを積極的に活用し、電柱の地中化で住環境の整備に努めること。
- ※4. 路面下空洞調査を定期的実施すること。
5. 生活道路（狭あい道路）の拡幅整備事業を積極的に推進すること。
6. 斜面地生活道路や階段の整備を推進すること
- ※7. 介護予防遊具を配した公園やインクルーシブ公園を整備すること。
8. 都市型洪水を防止するために
 - ①道路、公園、学校等に雨水流出抑制施設等の整備を促進すること。
 - ②集中豪雨の対策を強力的に推進していくこと。
9. 公園等のトイレをバリアフリー化すること。
- 10.公園内に防犯カメラの設置を行うこと。
- 11.公園など公共の広場において、私物による不法占拠を防止するため、パトロールの強化等を行うこと。
- 12.特定整備路線の建設にあたり正確な情報を地権者や関係住民に広く発信すること。
- 13.飛鳥山公園、中央公園の樹木について計画的な管理をすること。
- 14.大規模台風が想定される場合には事前に剪定や伐採を行い、防災対策を行うこと。
- 15.バスケットボールなどボール遊びができる魅力ある公園づくりの推進を行うこと。
- 16.石神井川遊歩道の桜の計画的な植え替えをすること。

＜施設管理課＞

1. 放置自転車対策のために
 - ① JRや地下鉄の駅周辺には、機械式自転車駐輪場を整備すること。
 - ② 自転車駐輪場はキャッシュレスに対応できるようにすること。
 - ③ 高齢者、障がい者に対応した駐輪場を設置すること。
2. 自動2輪車の駐車を整備すること。
3. 高齢者、心身障がい者、児童、生徒の事故防止のため交通安全教育をより一層充実させること。
4. 「電動車イス」の利用については、交通安全指導の徹底を図ること。
5. 自転車安全利用条例の制定や交通事故防止対策施策を積極的に行うこと。
6. 幼児二人同時乗車用自転車の補助を行うこと。また、子供用ヘルメットの購入助成を行うこと。
- ※7. バス停のバリアフリー化整備（屋根・椅子・風よけ・段差解消）を運行事業者に求めること。

◎安全で快適なまちづくりを行うために

（地域別）

＜王子地区＞

1. 新庁舎の早期建設と王子駅周辺まちづくりの推進を行うこと。
- ※2. 石神井川の護岸耐震補強及び整備、橋梁の架け替え早期着工、溝田橋下流の護岸整備、悪臭対策を早急に講じて行くこと。
3. JR十条駅付近の連続立体交差化事業を推進すること。
4. 都市計画道路85号線整備については、地元商店街や住民に丁寧な説明と要望には可能な限り対応すること。
5. JR東十条駅南口のバリアフリー化、跨線橋の架け替え、駅前整備を早期に実施すること。
6. 都市計画道路補助88号線の拡張工事の早期実現をすること。
7. コミュニティバス新規路線を王子地区に整備すること。
- ※8. 王子駅周辺の放置自転車対策の強化、特に夜間の対策を行うこと。
9. 尾長橋交差点にエレベーター付き歩道橋の設置を行うこと。
10. 王子駅北口エレベーター設置と周辺環境の美化を行うこと。
11. 地域コミュニティのための北ノ台小学校跡地利用について検討をすること。
12. 都電梶原停留所の移設推進をすること。
13. JR王子駅南口のバリアフリー化を推進すること。
- ※14. 王子駅周辺の路上喫煙取り締まり強化と、路上喫煙禁止地区の拡大をすること。

<赤羽地区>

- ※ 1. JR赤羽駅西口駅前、交通渋滞解消整備の促進を東京都に求めること。
- 2. 都営桐ヶ丘団地・UR赤羽台団地の建て替え（再生事業）の拡充について
 - ① 商店街の再開発および活性化を図ること。
 - ② 小規模多機能施設を設置すること。
 - ③ 桐ヶ丘地域に区民センターを住宅側用地に設置すること。
- 3. 袋プール跡地にエレベーターを設置しバリアフリー化を推進すること。
- 4. 荒川河川敷の利用促進のために民間業者を入れるなど、レンタサイクル事業を実施すること。
- 5. 産業技術研究所跡地の活用について、スポーツ振興（2020東京オリンピックレガシー施設）や地域の利便性に向けた、賑わいを創出する土地利用を行うように東京都に対して申し入れをすること。
- 6. 赤羽東口地区まちづくりの推進を行うにあたり、赤羽小学校の今後の検討も視野に入れた計画を作成すること。
- ※ 7. JR赤羽駅周辺の自転車駐車場について店舗等利用者の利便性を図るため、時間と料金の見直しを図ること。
- 8. 浮間釣り堀公園裏からの新河岸川左岸の遊歩道に街灯の設置を東京都と協議の上進めること。
- 9. 赤羽台西小学校の改築時に学校用地の拡張を行うこと。
- ※ 10. コミュニティバス浮間地域の実ルート設定の際には、地域住民のニーズと生活実態に則したルート設定を行うこと。
- 11. コミュニティバス路線を赤羽地域へ整備すること。
- 12. 補助86号線の整備に関し発生する諸問題に対して東京都と連携し適宜対応すること。
- ※ 13. 補助86号線の拡幅工事に伴い、掲示板の撤去を余儀なくされているため、規制緩和を図るなど掲示板設置数の確保をすること。
- ※ 14. 掲示板の老朽化対策と、板の種類の選択（画鋲タイプ、マグネットタイプ）ができるようにすること。
- ※ 15. 志茂地区において道路・公園の整備、老朽住宅等の建替え、密集市街地の居住環境の改善を進め、防災都市づくりの推進を図ること。

<滝野川地区>

- 1. 滝野川東地区に公園緑地の確保をすること。
- 2. コミバスの新規路線では、JR板橋駅経由の滝野川ルートを整備すること。
- 3. 観音橋周辺の水害対策の強化を図ると共に流量調整池も整備すること。
- 4. JR田端駅南口、利便性の向上と周辺整備及び駅東側方面からアクセスできる駅舎と周辺整備をすること。
- 5. 少年野球場を新設すること。
- 6. JR田端駅高台地区へのエレベーター設置を行うこと。
- ※ 7. 東田端地区から台地部への新たな避難路を早急に確保すること。
- 8. 補助92号線完成に向け東京都と連携しJR線路への架橋整備を進めること。
- 9. JR尾久駅地下道のバリアフリー化をすること。
- ※ 10. 尾久駅前の放置自転車対策を講じること。

【10】環境対策を推進するために

(生活環境部)

＜リサイクル清掃課＞

1. 資源循環型社会の構築のために

- ① 雇上契約単価は、契約年度の単価を反映すること。
- ② 資源持ち去り防止張り紙を継続的に行うよう予算措置をすること。
- ③ マンションごとの集団回収を促進すること。
- ④ 悪質な不用品回収業者による不法投棄対策のために不法投棄パトロールを再開すること。
- ⑤ 違法な回収業者を利用する危険性・違法性を周知し、注意喚起を行うこと。

※⑥ 資源（古紙）回収・運搬業務における委託車両を増車すること。

※⑦ 「集団回収事業者認定制度」に登録されている回収事業者に対し支払われている特別支援金を増額すること。

＜環境課＞

1. 北区ゼロカーボンシティ宣言の実現のために

- ① 太陽光発電装置及び充電装置の設置助成を拡充すること。
- ② 環境対応車の普及と環境整備を行うこと。
- ③ 遮熱性塗装や屋上緑化・壁面緑化の啓発を推進すること。
- ④ クールアースデイなどの環境施策を積極的にPRして行くこと。

2. 区内の緑を守るために積極的な緑化対策を推進して行くこと。

3. 区内公共施設の緑化については計画的に実施すること。

4. 緑化保全モデル地区の指定事業や推進モデル地区の指定事業を増やし、街ぐるみでの緑化運動を積極的に推進すること。

5. 「緑のドクター」や「樹木医」制度を創設し緑化保全に努めること。

※6. 駅周辺の路上喫煙禁止地区を拡大すること。

＜清掃事務所＞

1. 戸別収集を全区で実施すること。また、王子、赤羽地区で戸別収集を行う際には円滑で確実な作業体制の確保を図ること。

※2. 廃プラの資源回収を含め、ごみ出しアプリを導入するなど、ゴミ出しルールの周知徹底を図ること。

3. ごみ集積所案内板の多言語化を行うこと。

4. 粗大ごみ収集については、申し込みから収集までの期間を短縮するために、車両の増加と人員確保を行うとともに、特別な事情により収集日まで待つことができない場合の対応策を検討すること。

※5. 廃プラ資源化の計画が確定した段階での事業者への適切な情報提供を行うこと。

